

淀川区長職員表彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、淀川区役所職員のモチベーション向上を図り、職場風土の活性化及び市民サービスのクオリティー向上につなげていくことを目的に行う表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰の対象者は、表彰の対象期間に当区に在籍する職員（再任用職員、任期付職員、臨時の任用職員、会計年度任用職員を含む）若しくは職員で構成されるグループとする。

(表彰の事由)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して行う。

- (1) 区政の推進に関し顕著な功績のあった職員
- (2) 市民サービスの向上に関し顕著な功績のあった職員
- (3) 業務の改善、能率化に関し顕著な功績のあった職員
- (4) 職員全体の名誉を高め信用を深めるような顕著な功績のあった職員
- (5) その他、第1条の趣旨に則り、顕著な功績があったと区長が認めた職員

(表彰種類)

第4条 表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 区長賞
- (2) 優秀賞

(表彰を行う者)

第5条 表彰は、区長が行う。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状の授与により行い、副賞として記念品、又は記念品料を添えることができる。

(人事考課への反映)

第7条 第4条の表彰者の内、(1) 区長賞を受賞した職員に対し、受賞した年度に実施する人事考課制度において、職務遂行上の業績として、「業績」項目で評価し、0.1点を加点する。

(表彰の対象期間等)

第8条 表彰対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(表彰候補者の推薦手続き等)

第9条 表彰候補者の推薦は、次の方法により行う。

表彰に値する職員を推薦する職員又は自ら表彰を受けようとする職員は、職員表彰推薦申込書（第1号様式）により推薦及び申込する。

(表彰選考委員会)

第10条 区長は、前条に規定する書類の提出があった場合は、別表1に掲げる職員で構成する表彰選考委員会を設置し、表彰を受ける職員の選考を行う。

2 委員長は会務を総理し、選考委員会を代表する。副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員は、前条の規定する推薦申込書の提出を行った職員及び推薦を受けた職員以外で構成する。

(施行の細目)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月16日から施行する。

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

この要綱は、平成25年2月18日から施行する。

この要綱は、平成27年2月18日から施行する。

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。

職員表彰推薦申込書

年 月 日

(あて先) 淀川区長

(推薦者/申込者)

所属部署 : _____

補 職 : _____

氏 名 : _____

推薦/申込	<input type="checkbox"/> 推薦します（他薦）	<input type="checkbox"/> 申し込みます（自薦）
-------	------------------------------------	-------------------------------------

次の者について、淀川区職員表彰の対象にすることが適當と認められますので推薦/申込します。

所属部署	
氏 名	
表彰事由	<input type="checkbox"/> (1) 区政の推進に関し顕著な功績のあった職員 <input type="checkbox"/> (2) 市民サービスの向上に関し顕著な功績のあった職員 <input type="checkbox"/> (3) 業務の改善、能率化に関し顕著な功績のあった職員 <input type="checkbox"/> (4) 職員全体の名誉を高め信用を深めるような顕著な功績のあった職員 <input type="checkbox"/> (5) その他、顕著な功績があったと区長が認めた職員 いずれかに☑をしてください
具体的な内容	
推薦理由	<p>【有効性】</p> <p>【継続性・発展性】</p> <p>【模範度】</p> <p>【達成度】</p> <p>【独自性・アイデア度】</p>

※ 同一の事由により複数の職員を推薦する場合は、裏面に推薦する職員名を記載してください

【該当者一覧】

《大阪市職員表彰規則》

大阪市職員表彰規則

(趣旨)

第1条 本市職員若しくはその団体(局、部等の組織をいう。以下同じ。)又は退職派遣者(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。)第10条第1項の要請に応じて本市を退職し、引き続き公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年大阪市条例第79号。以下「派遣条例」という。)第8条に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)に在職する者をいう。以下同じ。)の表彰については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(表彰事由)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 本市の業務運営上顕著な功績のあつたもの
 - (2) 本市に25年以上勤続し、その勤務成績が良好な者
 - (3) 本市に35年以上勤続し、その勤務成績が良好な者で、前号に該当することとなつた日から10年を経過しているもの
 - (4) 本市の業務運営上有益な発明、考案又は改良をしたもの
 - (5) 危険を顧みず身を以てして職責を尽くしたもの
 - (6) 災害を未然に防止し、又は災害に際して特に功労のあつたもの
 - (7) その他業務成績の向上、能率の増進等他の模範として推奨すべき業績又は善行のあつたもの
- 2 退職派遣者及び派遣法第10条第1項の規定により特定法人の役職員としての在職に引き続き本市職員として採用された者並びに地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条の規定により本市が設立した地方独立行政法人(同法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員となり、引き続き当該地方独立行政法人の職員として在職した後、引き続いて本市職員として採用された者及び任命権者の要請に応じて本市を退職し、引き続き本市が設立した地方独立行政法人の役職員として在職した後、引き続いて本市職員として採用された者に対する前項第2号及び第3号の規定の適用については、特定法人又は本市が設立した地方独立行政法人の役職員としての在職期間は同項第2号及び第3号の勤続期間に通算し、特定法人又は本市が設立した地方独立行政法人における勤務は本市における勤務とみなす。

(表彰を行う者)

第3条 表彰は、市長が行う。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を授与して行う。

- 2 表彰には、副賞として賞品を添えることがある。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年一定の期日を定めて行う。但し、必要があるときは、隨時これを行うことがある。

(退職又は死亡した者の表彰)

第6条 表彰を受けるべき者が表彰前に退職(派遣法第10条第1項の規定による退職を除く。)をし、又は死亡したときは、在職又は生前の日付にさかのぼつてこれを表彰することがある。

- 2 前項の規定により死亡した者に対して表彰を行う場合においては、表彰状及び副賞は、これをその者の遺族に交付するものとする。

(表彰の内申又は具申)

第7条 市長の任命に係る職員については、所属長(大阪市事務分掌条例(昭和38年大阪市条例第31号)第1条に掲げる局及び室の長、危機管理監、市政改革室長、会計室長並びに区長をいう。以下同じ。)は、所属の職員又はその団体で、第2条第1項各号のいずれかに該当し、表彰に値すると認めるものがあるときは、その旨を市長に内申しなければならない。

- 2 前項の職員以外の職員については、任命権者は、その任命に係る職員又はその団体で、第2条第1項各号のいずれかに該当し、表彰に値すると認めるものがあるときは、その旨を市長に具申するものとする。

3 前2項の規定は、退職派遣者について準用する。この場合において、第1項中「任命に係る職員」とあるのは「要請に応じて退職した退職派遣者」と、「所属長」とあるのは「当該退職の時就いていた職に係る所属長」と、「所属の職員又はその団体」とあるのは「当該退職派遣者」と、前項中「職員以外の職員」とあるのは「退職派遣者以外の退職派遣者」と、「任命権者」とあるのは「当該退職派遣者が退職した時就いていた職に係る任命権者」と、「その任命に係る職員又はその団体」とあるのは「当該退職派遣者」と読み替えるものとする。

(その他の表彰)

第8条 市長の任命に係る職員については、所属長は、所属の職員又はその団体で、第2条第1項各号(第2号及び第3号を除く。)のいずれかに該当するが市長表彰の程度に至らないものに対して表彰を行うことができる。

2 所属長は、所属の職員以外の職員でその主管に属する業務に従事するもの又はその団体に対しても、前項の場合に準じて表彰を行うことができる。

3 第1項又は前項の表彰は、その事績の程度により表彰状又は賞状を授与して行う。表彰状を授与して行う表彰には、副賞として賞品を添えることができる。

4 所属長は、市長の承認を得て、第1項又は第2項の表彰を行うために必要な基準を定めることができる。

5 第1項又は第2項の表彰を行つた場合においては、所属長は、表彰を受けたものの氏名又は団体名、表彰事績等を速やかに市長に報告しなければならない。

(実施細目)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる規則等は、廃止する。

警察職員永年勤続表彰規則(昭和23年大阪市規則第121号)

消防職員永年勤続表彰規則(昭和23年大阪市規則第122号)

大阪市吏員及雇傭員表彰規程(昭和14年達第342号)

附 則(昭和36年3月31日規則第12号)この改正規則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則(昭和38年8月15日規則第56号)この規則は、公布の日から施行し、区収入役に関する改正規定を除く部分は、昭和38年6月27日から、区収入役に関する改正規定は、昭和38年7月11日から適用する。

附 則(昭和46年6月5日規則第62号)この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年4月4日規則第46号)この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年7月1日規則第79号)この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日規則第79号)この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年4月1日規則第15号)この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年10月25日規則第91号)この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大阪市職員表彰規則の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則(平成3年4月1日規則第14号)この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年4月1日規則第65号)この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月31日規則第37号)この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第64号)この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第71号)この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第116号)この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第92号)この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月28日規則第182号)この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成20年12月26日規則第198号)この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年1月30日規則第4号)この規則は、平成21年2月1日から施行する。

《所属長表彰実施要綱》

所属長表彰実施要綱

制 定 昭 33.10.9 労第 508 号
最近改正 平 21.2.1 総務人第 345 号

1. 表彰の対象

- (1) 所属職員又はその団体（局・部等の組織をいう。以下同じ。）
- (2) 所属職員以外の職員でその主管に属する業務に従事するもの又はその団体

2. 表彰の事由

大阪市職員表彰規則（以下規則という。）第2条各号の1（第2号、第3号を除く。）に該当するが市長表彰の程度に至らないもので、所属長において表彰することが適當と認められる事績があった場合

3. 表彰の方法

表彰状を授与して行い、副賞として賞品を添えることができる。

4. 表彰事績の評価

監督者は常に所属職員の業績に注意を払うとともに、規則第2条各号の1（第2号、第3号を除く。）に該当するかどうかの評価に当たっては下記の諸点に留意のうえ慎重に行い特に濫賞に陥り表彰の意義を失しないようにしなければならない。

(1) 平素の勤務実績が優秀であるかどうか。

(2) 本人の職務と責任に照らし如何に真摯な努力が払われたか。

(3) 本人の業績が職場を通じて業務運営上如何に精神的、経済的又は技術的な好影響を与えたか。

(4) 表彰を行うことが単に附加的、名目的なものとはならないか、又他の職員との関係において均衡を失することはないか。

5. 表彰の報告

当該表彰を行った場合には、所属長は、表彰を受けたものの氏名又は団体名、表彰実績等を速やかに総務局長に報告しなければならない。

6. 昭和33年10月9日付労第508号による所属長表彰実施要綱は廃止する。

附則

この要綱は、昭和46年10月18日から実施する。

附則

この要綱は、昭和47年11月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成21年2月1日から実施する。